

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2021
No.564

10

現場見学会

[令和2年11月16日(月)]

宮崎県立日向工業高等学校

建築科 1年生 40人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和3年10月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和3年度 第6回常務理事会を開催	3
2. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について	4
3. 令和3年度 宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	5
4. 令和3年度 宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	6
5. 令和3年度 テレビCM放送のご案内	7
6. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	8
● 雇用改善コーナー	
1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	9
● 建退共	
1. 建退共の制度改正について	11
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	12
● 技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	13
2. 中間検査改定に関するアンケート調査へのお願い	13
3. JCM技術論文・技術報告の募集	13
4. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	14
5. 第9回土木工事写真コンテストの募集について	14
● 事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	15
● 建災防	
1. 第58回全国建設業労働災害防止大会 in 京都について	18
2. 建築物石綿含有建材調査者講習のご案内	20
3. 宮崎県最低賃金の改定について	22
4. 全国建設業労災互助会からのお知らせ	23
● 火薬協会	
1. 宮崎県内の火薬類の消費許可申請量の推移	24
2. 火薬関係保安講習の実施状況について（9月10日現在）	24
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	25
2. 中間前払金制度のご案内	26
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

令和3年10月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	金		小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 2日まで）	
2	土			
3	日	1級土木施工管理技術第2次検定		
4	月		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（宮崎 5日まで）	
5	火	建設廃棄物の適正処理に係る講習会		
6	水	技士会 監理技術者講習（延岡）	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（清武）	
7	木		全国建設業労働災害防止大会（京都）	
8	金		高所作業車運転技能講習（清武 9日まで）	
9	土			
10	日			
11	月			
12	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（清武 14日まで）	
13	水	国土交通省建設業海外進出セミナー		
14	木			
15	金		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 16日まで）	
16	土			
17	日			
18	月	県協会 常務理事会・県との意見交換会		
19	火		型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（延岡 20日まで）	
20	水	九州建設業協会地域・定例懇談会		
21	木			
22	金		高所作業車運転技能講習（清武 23日まで）	
23	土	大淀川クリーンアップ		
24	日	2級土木施工管理技術検定		
25	月	コンクリート関連技術者研修会		
26	火		ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育（清武）車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（延岡 27日まで）	
27	水			
28	木	第1回土木・労務資材対策委員会	職長・安全衛生責任者教育（延岡 29日まで）	事業協同組合 九州ブロック研修会（大分）
29	金		建災防全国支部事務局長会議（WEB会議）	
30	土			
31	日			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

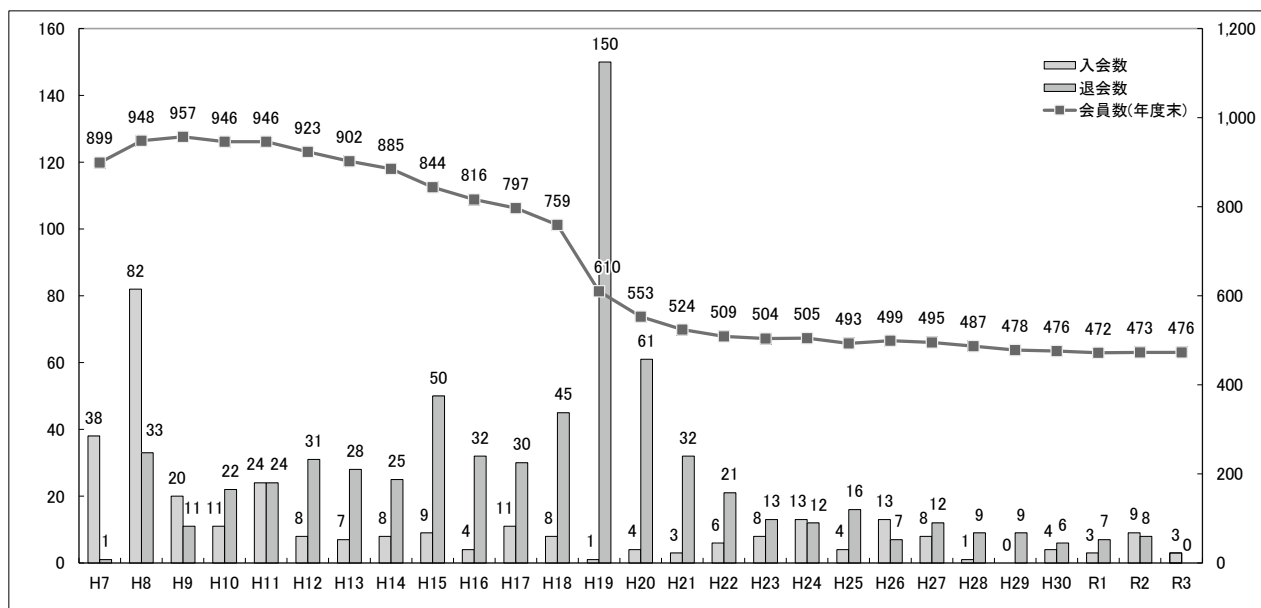
項 目	所 管	形 式
2021.9.10 付 建設業情報管理センター主催「建設業行政をめぐる最近の話題【講演者：鎌原 宜文氏（国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長）】」のご案内	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2021.7.8 付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2021.7.1 付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録推進事業助成金の案内について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2021.4.1 付 宮崎県建設業協会 ～働き方改革対策に向けた週休2日制度を推進していきます～	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(株) 相 生 組	所 在 地	東臼杵郡椎葉村大字下福良 1647-102	東臼杵郡椎葉村大字下福良 703 番地 7
日 向	(株) 南 九 建 設	商 号	(有)南九建設	(株)南九建設

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	476

※ H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68 社脱退)、R3 は 9.28 現在

宮崎県建設業協会

1. 令和3年度 第6回常務理事会を開催

令和3年9月14日（火）14時35分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「本日は大雨の中、出席いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの第5波は収束に向かっているように感じるが、第6波も懸念されるため予断を許されない状況である。建設業界内でも感染者や濃厚接触者がいると聞いているが、前回の常務理事会で周知したような対応をお願いしたい。

先日の県議会代表質問では日高博之議員より、県土強靱化について災害リスクの対応、地域建設産業の重要性や今後の災害対応力の強化に関する質問をしていただいた。県の答弁では、地域の守り手としての建設業界を重視していることや災害対応力の強化を図っていくという発言があった。当会としても、会員企業がやりやすい環境作りや要望等について県に働きかけをしていきたい。

今後、NEXCOや県議会議員の先生方との意見交換会も考えているため、よろしく願いたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1

令和4年度県の新規・改善事業の概要について

榎村事務局長が資料1に基づき、来年度の県事業である「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業」について報告した。



第6回常務理事会

議題2

その他

(1) 令和3年度県の委託事業（若年担い手・外国人材）について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業及び外国人材確保支援事業の応募状況について報告した。

(2) 建設業海外進出セミナーの開催について

榎村事務局長が参考2に基づき、10月13日に開催される海外進出セミナーについて説明した。

(3) 「宮崎を元気にする会」書面決議について

榎村事務局長が参考3に基づき、「宮崎を元気にする会」の対応について報告し、承認された。

(4) 鎌原宜文建設業課長のオンライン講習会について

榎村事務局長が参考4に基づき、鎌原宜文建設業課長のオンライン講習会が9月28日に開催されることについて周知した。

(5) その他

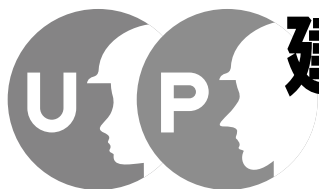
- ・新型コロナウイルス感染に係る労災事故、労災認定等についての説明を行った。
- ・土木系・建築系高校卒業生（令和3年3月卒業生）の進路調査結果について報告した。
- ・各地区の不落不調の状況及び要因について協議した。

議題3

10月以降の協会行事等について

榎村事務局長が参考5に基づき、11月16日の常務理事会及び12月末までの行事について報告し、承認された。

2. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について



建設キャリアアップシステム 登録推進事業

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは？

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。



登録の メリット等

- 施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる！
 - 建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる！
 - 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる！
- ※登録方法は、ホームページ(<https://www.ccus.jp/>)及び認定登録機関(宮崎県建設業協会)にてご確認ください。

事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

助成対象経費

- (1) CCUSの事業者登録料の1/2以内
 - (2) カードリーダー購入費の1/2以内
- ※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。
※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和3年6月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月末日まで

(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
オジギビト

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

3. 令和3年度 宮崎県委託事業 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について



若年者を雇用する企業を応援します!!
宮崎県
建設産業若年入職者確保
定着支援事業



事業目的	将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、現場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。
対象者	失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人（先着順） ※応募申請前に雇用された者は除く
助成対象経費	(1) 雇用した研修生の人件費 (2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）雇用保険料等 (3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費 ※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む
助成額	(1) 助成率：対象経費の1/2以内 (2) 助成額：最長5か月、上限65万円
上記の助成金を受給するには	研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う必要があります。
申請できる事業所	(1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等
受付期間	令和3年5月6日から随時 (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意：13人の雇用または事業予算に到達した時点で終了します。
応募方法	申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。 ※実施要領の内容をご覧ください。うえで、応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会

電話：0985-22-7171
http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp

宮建協

4. 令和3年度 宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について



外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

**建設産業外国人材
確保支援事業**



補助対象者	宮崎県内に本店がある 建設業者(建設業許可を有すること)
補助対象経費	当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限りです。 1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費 5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他 ※研修費について 入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る
補助対象 在留資格	●高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材 (例:土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者) ※技能実習生は補助対象外です。
補助額	助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)
対象者の限度	1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)
受付期間	令和3年5月6日から令和4年2月末日まで (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意:事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。 御了承ください ※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。
その他の条件	・消費税・地方消費税は対象外。 ・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限る。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社) 宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

5. 令和3年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の「安全・安心を守る」「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和3年度放送日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日（土）から
令和4年2月26日（土）まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯（毎週土曜17:30～17:56）
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日（土）から
令和4年2月26日（土）まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯（毎週土曜18:50～19:00）
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による
橋梁が完成するまでの15秒CM 1ヶ月 約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります！



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター 「オジギビット」

宮建協

6. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
 ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

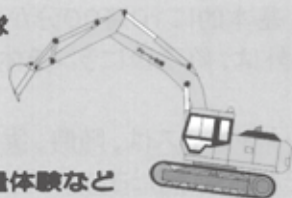
体験内容 ●青年隊概要説明

●施設案内

●建設機械試乗・測量体験など

●ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



雇用改善コーナー

1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号
職発 0210 第 10 号
開発 0210 第 3 号
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官
小 林 洋 司
(公印省略)

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業生に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

(2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
 - (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共の制度改革について

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

《制度改革に伴う手続き》

1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。

[1日券]
320円



[10日券]
3,200円



(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

建退共

2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。（※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。）

交 換 期 間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関（代理店）
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。（既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。）

4 共済手帳はそのままお使いください。

- 1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで（次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで）更新手続きは必要ありません。
- 2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
6月末計	2,573	30,559
加 入	4	122
脱 退	8	109
7月末計	2,569	30,572

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
7月分	1,014	108	102,542,303	前 月 分	78,589
今年度総累計 (2021年7月)	3,736	447	427,302,798	当 年 度 累 計	183,636

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

随時募集中

監理技術者講習は、ぜひ好評の対面式講習である技士会の講習会を！

今年より受講の期限が前回受講から5年後の12月31日まで有効となります。

都合の良い日程での受講が可能に。

但し、経営事項審査における技術者評価の有効期間は従前と変わらず講習の修了年月日から5年間となっています。ご注意ください。

今後の予定は、右記のとおりあと2回です。

日 程	場 所
令和3年10月 6日 (水)	延岡建設会館
令和3年11月10日 (水)	宮崎県建設会館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)
(講習会修了証は、監理技術者資格者証の裏面に貼り付けることになっています。)

2. 中間検査改定に関するアンケート調査へのお願い

宮崎県工事検査課では、今年度もアンケート調査を実施しており、アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会で行っておりますので、ご協力をお願い致します。

1. アンケートの対象

- ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の当初設計金額1千万円以上で完成検査を受検した工事

2. アンケート調査票（エクセル形式）の配布

宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。

○ 新着情報 2021. 4. 19

3. アンケート調査票の収集

宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール送信してください。

【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】

m-gishi@m-gishi.jp

4. 提出期限（目安）

完成検査受検後、概ね2週間以内を目安に、提出してください。

3. JCM技術論文・技術報告の募集

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、第26回土木施工管理技術論文・技術報告を募集しています。この応募で受理されますと、論文15ユニット、報告10ユニットが付与されます。執筆対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、現場代理人、監理技術者等の役職の限定はありません。

詳しくは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

また、応募は、JCMホームページにおいてオンラインからご応募ください。期限は令和3年11月30日（火）までとなっております。

優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。最近の表彰履歴は下記のとおりです。

なお、敬称は略させていただきました。

第25回 技術報告特別賞 佐藤 豊明 日新興業（株）

技士会

4. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)日本UAS産業振興協議会(JUIDA)の認定を受けている、ドローンアビエーション(株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール)と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

5. 第9回土木工事写真コンテストの募集について

(一社)全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ：土木工事に関する令和3年に撮影した写真
- 2 応募締切：令和3年12月31日
- 3 応募方法：<http://www.ejcm.or.jp/photo/>よりご応募ください。

第8回募集要項

- *どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。
- *土木工事に関する写真で、令和3年1月～12月に撮影したもの。
- *躍動感のある「現場の様子」や「働く人達」の様子
- *合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。
- ⑨ 安全チェックがあります。安衛法に触れるような危険な位置からの撮影や現場風景は対象外となりますのでご注意ください。
- *優秀作品には以下の賞が授与されます。
 - ・最優秀賞(1点)…賞金5万円
 - ・優秀賞(数点)…賞金1万円
 - ・入選(数点)…プリペイドカード5千円分

事業協同組合 ■ ■

1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に '次世代' 金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

立替決済サービス登場!

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) *1

登録受付中!

スピーディな
立替

担保・債務保証
不要

シンプル
な一律手数料

ポイント!

売り手/買い手
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円～1億円の立替 *2 *3 *6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要 <独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
 - ・建設会社様、資材会社様（又は協力会社様）双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。*4
 - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。

買い手
(建設会社様)



① 納品・検収

**LAND
DATA
BANK**

金融サービス
プラットフォーム

*5

売り手
(資材会社様・協力会社様)



③ 後払い

② 立替払い

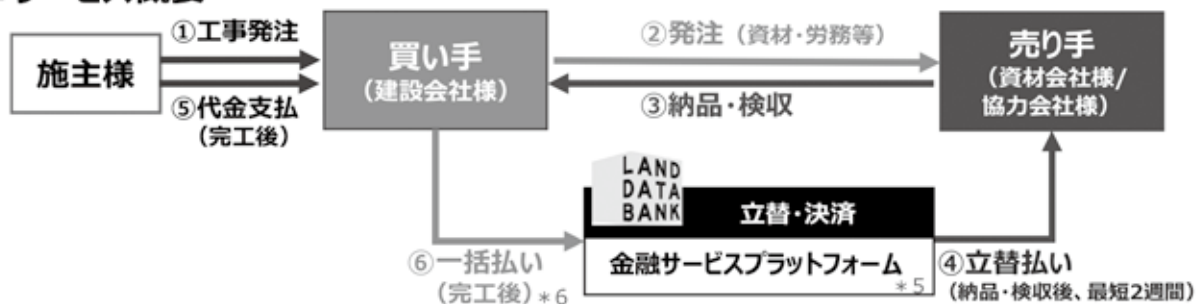
株式会社ランドデータバンク

www.ldb.co.jp/



組 合

■ サービス概要



■ 買い手視点 (建設会社様) の特長



■ 売り手視点 (資材会社様・協力会社様) の特長



- *1 9月1日は正式登録開始日、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。
- *2 建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です（工事受注額ではありません）。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。 ※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。
- *3 当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合や申込・立替ができない場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。
- *4 立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。
- *5 当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。
- *6 一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前にて弊社へのお支払いとなる場合があります。尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

株式会社ランドデータバンク



〒105-0004
東京都港区新橋1-7-10
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階
☎ 0120-577-525
Mail: info@ldb.co.jp

設立

2019年7月26日

資本金

14億円

株主

・INCJ (産業革新機構から分割、事業継承)
・コマツ (小松製作所)
・三井住友銀行
・三井住友ファイナンス&リース
・三井住友カード

よくあるご質問

Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？

＜建設会社様＞ 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
＜資材会社様＞ 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
＜建設会社様＞ ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂いて簡単に申込みができます。
＜資材会社様、協力会社様＞ ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q5 審査はどのようにおこなわれますか？

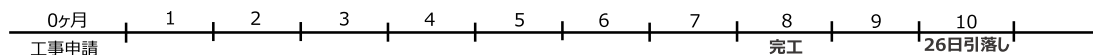
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へのお入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へのお入金時期は以下の通りです。
＜月2回のタイミングで入金となります＞
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金
*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



Q8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q10 システムを使用している登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

建災防

1. 第58回全国建設業労働災害防止大会 in 京都について



第58回全国建設業労働災害防止大会 in 京都

現地開催とオンライン配信を組み合わせた ハイブリッド開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止と参加者の皆様の安全を最優先に考え、国立京都国際会館での現地開催とオンライン配信を組み合わせたハイブリッドで開催いたします。

開催期間

現 地 開 催： 令和3年10月7日(木)・8日(金)
ラ イ ブ 配 信： 令和3年10月7日(木)
オンデマンド配信： 令和3年10月12日(火)～11月15日(月)

参 加 料

8,500円(税込)
※オンライン参加は、参加券のご購入後、別途お申込みが必要です。

オンライン開催について

ライブ配信とオンデマンド配信が視聴可能

ラ イ ブ 配 信

初日総合集会の現地で開催されている映像をリアルタイムでご視聴いただけるものです。ライブ配信された映像は、編集の都合上、後日オンデマンド配信いたします。

オンデマンド配信

収録・編集された映像を何時でも何度でもご視聴いただけるものです。今までは見なかった同じ時間の発表も視聴できます！

開催方法一覧

プログラム／開催方法		現地開催	オンライン開催	
			ライブ配信	オンデマンド配信
総合集会	式 典	10/7	10/7	10/12～11/15
	小 和 田 氏 講 演			10/12～10/18
専門部会	研 究 発 表 等	10/8	×	10/12～11/15
	舞 の 海 氏 講 演			×

※1 ハイブリッド開催の詳細は建災防ホームページをご確認ください。
 ※2 一部現地開催のみのプログラムもございます。
 ※3 一部変更の可能性があります。
 ※4 現地で参加される方もオンライン開催に参加可能です。
 ※5 オンライン参加のみの場合、別途大会資料集を郵送いたします。
 ※6 研究発表等は事前に発表者等からご提出いただいた発表データとなります。

オンライン参加方法

- ① 参加券をご購入ください（※既に参加券をお持ちの方は②からお手続きしてください）。
なお、参加券は10月末までお申込みいただけます。
- ② 建災防HPの第58回全国大会ページよりオンライン参加申込みをクリックしていただき、必要事項を入力し、申込みを行ってください（ご購入いただいた参加券に記載の番号及び購入先が必要になります）。
- ③ 申込み受付完了で「ユーザー名」「パスワード」等が記載のメールが自動配信されます。
- ④ 建災防本部HPの全国大会ページにアクセスし、パスワード等を入力、ログインしてください。すべてのオンラインコンテンツが視聴できます。

現地参加

- ① 参加券購入
(建災防支部・本部)



- ② 参加券等



- ③ 受付



- ④ 総合集会・専門部会
(2日間 現地会場)



オンライン参加

- ① 参加券に記載の番号や参加者の情報・購入先を
オンライン申込みフォームに入力



- ② 申込み受付完了でパスワード等の
付いたメールが自動配信



- ③ パスワード等をオンライン専用の
ホームページに入力する



- ④ 総合集会・専門部会
(初日 総合集会)
・ライブ配信
・後日、オンデマンド配信
(2日目 専門部会)
・後日、オンデマンド配信



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 業務部 広報課
TEL 03-3453-8202(直通)



建災防

2. 建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間令和6年3月30日）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）

TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> 建災防宮崎県支部 検索

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受け、当該講習を下記要領により実施いたしますので、この機会に受講頂くようご案内します。

記

1 講習の種類

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

2 受講資格

- （1）労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- （2）学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （3）学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- （4）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）
- （5）学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- （6）建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- （7）労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- （8）建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （9）環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （10）労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

- (11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
 (12) (2) から (11) までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

3 開催日時及び会場

講習の種類	講習日	CPDS 登録番号	講習会場
建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）	令和3年12月22日（水）～23日（木）	申請中	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）	令和4年2月15日（火）～16日（水）	申請中	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

*午前8時15分受付、8時45分開講*各会場駐車場有*CPDS登録番号は全科目受講時の番号です。

4 講習科目及び時間

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

日程	講習科目	講習時間
1日目	オリエンテーション	8:40～8:45
	科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	8:45～9:45 1時間
	科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	9:55～10:55 1時間
	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	11:05～12:05 13:05～14:05 14:15～15:15 15:25～16:25 4時間
	（科目3の途中で1時間の昼休憩を入れる。）	
2日目	オリエンテーション	8:40～8:45
	科目4. 現場調査の実際と留意点	8:45～9:45 9:55～10:55 11:05～12:05 13:05～14:05 4時間
	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14:15～15:15 1時間
	オリエンテーション	15:25～15:30
	修了考査	16:00～17:30 1.5時間
	（科目4の途中で1時間の昼休憩を入れる。）	

建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

日程	講習科目	講習時間
1日目	オリエンテーション	8:40～8:45
	科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	8:45～9:45 1時間
	科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	9:55～10:55 1時間
	科目3. 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	11:05～12:05 1時間
	科目4. 現場調査の実際と留意点	13:05～14:05 14:15～15:15 15:25～16:25 3時間
	（途中で1時間の昼休憩を入れる。）	
2日目	オリエンテーション	8:40～8:45
	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	8:45～9:45 1時間
	オリエンテーション	9:55～10:00
	修了考査	10:30～11:30 1時間

5 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方	受講の免除を受ける講習科目
石綿作業主任者技能講習修了者	科目1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1

建災防

6 受講料及びテキスト代（税込）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部**会員**の場合

講習の種類		受講料（税込み）	テキスト代（税込み）	合計金額（税込み）
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）	全科目受講	35,200円	4,630円	39,830円
	科目1免除者（石綿作業主任者技能講習修了者）	33,000円		37,630円
建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）	全科目受講	29,700円	3,100円	32,800円
	科目1免除者（石綿作業主任者技能講習修了者）	27,500円		30,600円

建設業労働災害防止協会宮崎県支部**非会員**の場合

講習の種類		受講料（税込み）	テキスト代（税込み）	合計金額（税込み）
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）	全科目受講	37,400円	4,630円	42,030円
	科目1免除者（石綿作業主任者技能講習修了者）	35,200円		39,830円
建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）	全科目受講	31,900円	3,100円	35,000円
	科目1免除者（石綿作業主任者技能講習修了者）	29,700円		32,800円

7 受講手続

- （1）所定の「申込書」に必要事項を記入の上、**写真1枚**を貼付し、**本人確認書類**を添えてお申し込み下さい。（一部免除希望の方はそれぞれの証明書等を添付して下さい。）
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184）に振り込んで下さい。
- （2）受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- （3）無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- （4）講習内容が多岐にわたるため、予めテキストを送付いたしますので事前に目を通して下さい。受講当日はテキストを忘れずに持参して下さい。
- （5）記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- （6）遅刻、早退者には、修了証明書を交付いたしません。
- （7）講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。
- （8）「人材開発支援助成金」はご利用になれません。

3. 宮崎県最低賃金の改定について（宮崎労働局よりお知らせ）

宮崎県最低賃金が時間額 8 2 1 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年10月6日（水）から「時間額 8 2 1 円」に改定されます。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室
電話 0985-38-8836

4. 全国建設業労災互助会からのお知らせ

4つの補償制度で災害のトータル補償!

新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★入院見舞金制度
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償

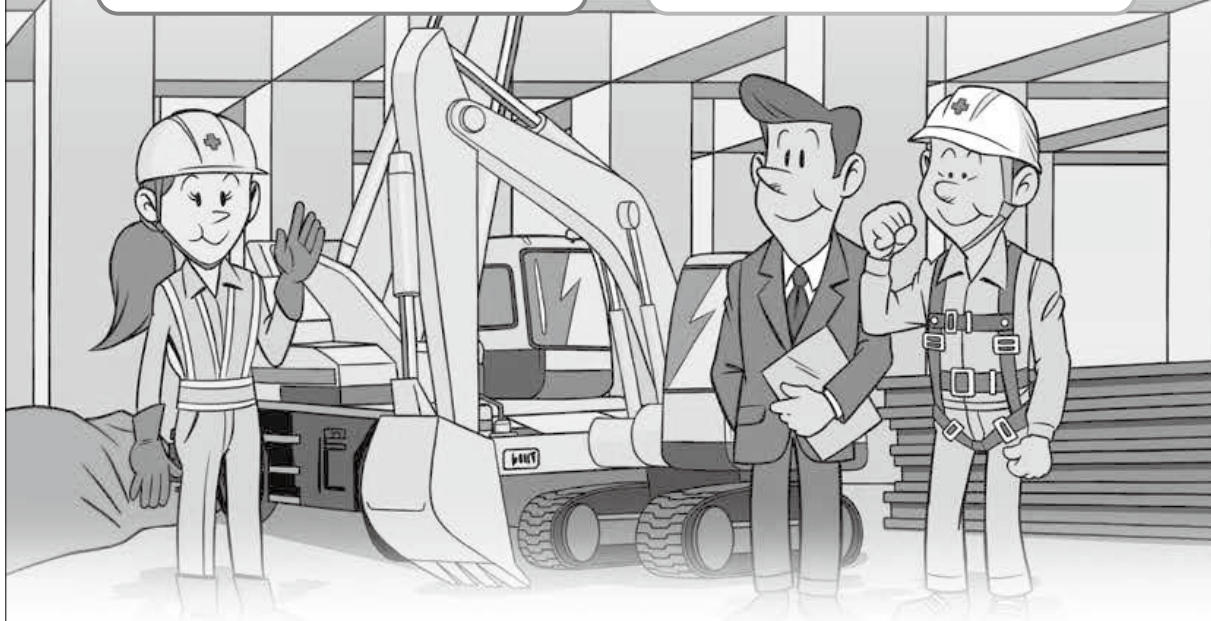
- ★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償

建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

- ★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象



特長1

損害を幅広くカバー

特長2

団体のスケールメリットを活かした割安な掛金

特長3

個別工事ごとの通知が不要
(年間包括契約)

特長4

安心
事故時の対応は万全

この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、全国建設業労災互助会、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1ミツワ小川町ビル5階
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

■ 取扱(幹事)代理店: 緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1
ミツワ小川町ビル7階
TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■ 引受(幹事)保険会社: 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損保ジャパン(本社)ビル12階
TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

受付時間はいずれも平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

SJNK19-13193(2020.1.24)

火薬協会

1. 宮崎県内の火薬類の消費許可申請量の推移

宮崎県内においては、平成27年までは、東九州自動車道トンネル工事、大型太陽光発電関連工事等で、大量の火薬の消費が見られたが、その後は年々、減少傾向にあった。

平成30年に九州中央自動車道のトンネル工事、大型太陽光発電関連工事等で火薬類の消費が一旦増加したが、その後は、漸次減少傾向にあり、令和2年は、年間消費許可申請量が555トンと大幅に減少している。

	東九州 自動車道	トンネル 件数	東九州自動車道 以外	トンネル 件数	砕石	土木	合計
平成25年	154	3	197	7	444	14	809
平成26年	22	1	155	3	444	26	647
平成27年	40	2	416	3	424	6	886
平成28年	23	3	174	1	413	9	619
平成29年	14	1	165	3	402	7	588
平成30年	3	1	368	5	442	8	821
令和元年	0	0	301	4	439	5	745
令和2年	0	0	140	3	413	2	555

(単位トン)

2. 火薬関係保安講習の実施状況について（9月10日現在）

現在、令和3年火薬関係講習会を自宅学習方式で実施中ですが、9月10日現在の実施状況は下記のとおりです。保安手帳の受講期限日が令和3年になっている方で、まだ受講されていない方は、至急申し込みをしてください。

種別	保安責任者講習		従事者講習		再教育講習		煙火講習	
	申込	終了	申込	終了	申込	終了	申込	終了
4月	57	57	6	6	6	6	0	0
5月	61	58	17	17	4	4	3	3
6月	68	68	29	29	5	5	2	2
7月	45	45	12	12	2	2	11	11
8月	39	37	14	13	2	2	4	1
9月	21	21	3	3	2	2	2	0
10月	6	0	0	0	0	0	0	0
11月	1	0	1	0	0	0	0	0
計	298	286	82	80	21	21	22	17

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	420	17.0	19,174	34.1	1,645	0.6	79,455	▲ 4.1
令和2年度	359	9.8	14,297	10.0	1,636	▲ 2.0	82,818	43.0
令和元年度	327	▲ 5.8	12,994	33.9	1,670	16.2	57,907	19.5
平成30年度	347	▲ 8.7	9,705	5.7	1,437	▲ 1.8	48,467	▲ 3.0

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

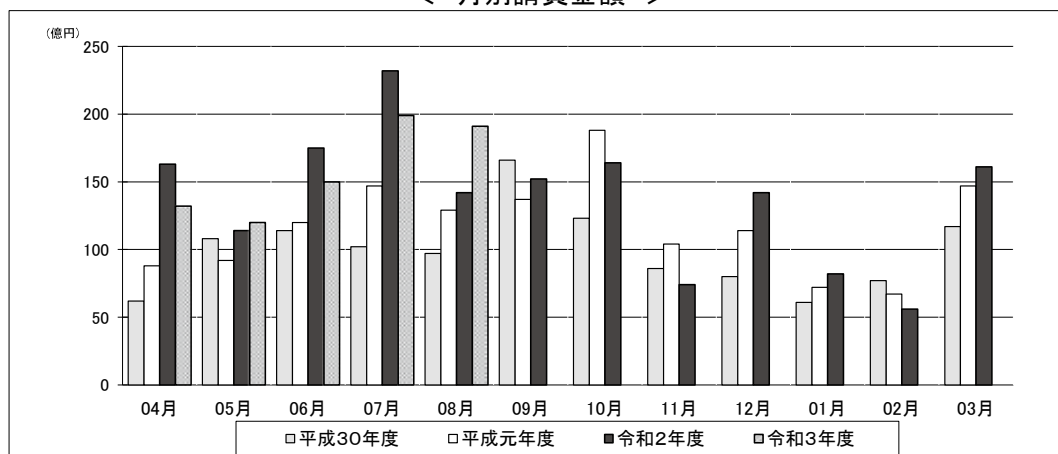
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	36	▲ 16.3	4,929	▲ 8.4	180	▲ 4.8	24,621	22.3
独立行政法人等	1	▲ 66.7	114	▲ 78.8	6	▲ 57.1	1,185	▲ 9.4
県	170	19.7	8,811	120.6	600	7.3	26,989	▲ 17.6
市町村	210	25.0	5,221	21.0	845	▲ 2.8	25,035	▲ 12.2
その他の公共的団体	3	0.0	97	39.2	14	180.0	1,623	1235.6
計	420	17.0	19,174	34.1	1,645	0.6	79,455	▲ 4.1

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	105	32.9	8,033	140.5	339	▲ 0.6	17,894	▲ 27.3
日 南	30	▲ 3.2	1,331	53.6	141	18.5	9,455	129.2
串 間	16	33.3	575	139.5	75	11.9	2,778	▲ 10.4
都 城	39	▲ 20.4	1,597	▲ 41.1	197	▲ 3.4	14,160	9.6
小 林	44	25.7	1,854	83.2	160	9.6	4,686	5.3
高 岡	8	▲ 50.0	108	▲ 79.7	58	5.5	1,071	▲ 35.9
西 都	18	5.9	424	19.6	89	▲ 1.1	3,201	▲ 48.8
高 鍋	21	31.3	1,481	22.1	84	▲ 12.5	7,815	13.7
日 向	81	80.0	1,609	▲ 28.7	222	▲ 2.2	7,153	▲ 12.7
延 岡	30	▲ 14.3	1,488	50.3	149	▲ 1.3	7,667	21.1
西臼杵	28	16.7	669	▲ 13.6	131	▲ 6.4	3,570	▲ 16.7
計	420	17.0	19,174	34.1	1,645	0.6	79,455	▲ 4.1

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

契約締結 → 前払金 40% → 中間前払金 20% 受取可能! → 竣工

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調査(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

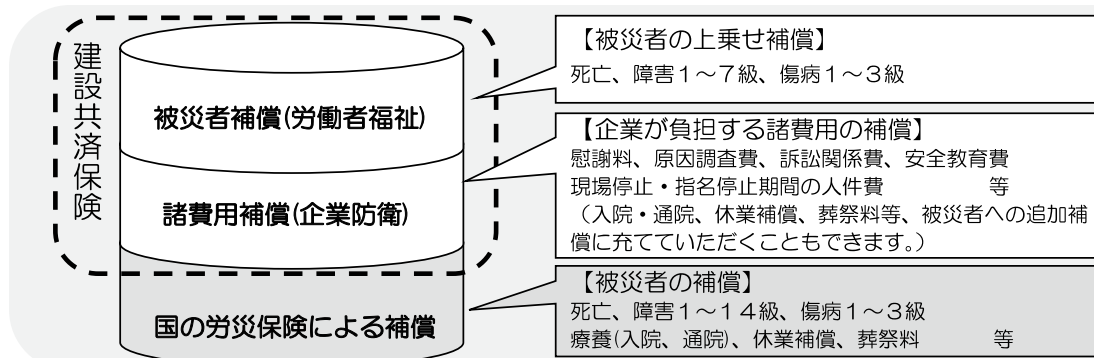
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

みんなで育てよう安心を。

労災上乘せ補償は

建設共済 保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力
手厚い補償
(5,000万円まで)

労働者と企業のリスクをカバー



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社) 宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索